

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力 ：領邦都市マインツの場合(中一)

神寶, 秀夫
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 教授 : 西洋史学

<https://doi.org/10.15017/1138>

出版情報 : 史淵. 138, pp.145-179, 2001-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

——領邦都市マインツの場合——(中一)

神 寶 秀 夫

はじめに

第一節 考察のための諸前提

- 一 中間的諸権力の概念
- 二 ドイツ近世都市の歴史的位置づけに関する研究史

第二節 マインツ市の統治構造

- 一 帝国自由都市段階のマインツの統治構造(以上、第一三七輯)
- 二 領邦都市段階のマインツの統治構造
 - 1 市民の誠実宣誓
 - 2 一四六九年の『特権状』と大司教の都市統治機構(2〔b〕まで、本号…以下、次号)

第三節 領邦都市マインツの中間的諸権力

- 一 都市参事会
- 二 同職組合Ⅱ「兄弟団」

総括

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

第二節 マインツ市の統治構造

二 領邦都市段階のマインツの統治構造

一四四四年以降、都市参事会体制はツンフト市制——ツンフト親方しか議席を得られず、且つ同盟・借款・戦争・課税という都市の公益に関わる場合にはツンフト平民の共同統治権により制約されるという意味でのツンフト市制——に決定的に移行した。しかし、これ以降一個の身分としては都市参事会議席を剝奪された「長老」門閥は、本来、ヨーロッパ中世において最も富裕で代表的な商人である毛織物商や両替商であり、また他都市の国王役人の職に就く等していた(例えば、ツウム・ユンゲン家の宗主は一三五三年から一三七六年迄帝国都市オッペンハイムのシュルトハイス職を授封され、一三五六年から一四六六年迄は同市の帝国関税管理官職に就いていた)³²ため、視野が広く外交能力があり、外部との政治的・経済的関係を維持していたのである。そうした「長老」門閥を身分として市政から基本的に排除する——或いは、例外的にせいぜいツンフト親方として取り込むだけではない——政治体制であったこの新体制にあっては、その政治的・経済的な視野及び活動領域は狭まっていかなるを得なかったのである。

今、ヴェルツブルク国立古文書館所蔵のマニスクリプト『マインツ市会計簿』(„Mainzer Stadtrechnung“)³³及びC・ヘーゲル編の当市の『年代記』³⁴を分析してみると、都市財政は以下の如くであった。まず歳入を見ると、遅くとも一四一〇／一一年以降市債は歳入中ほぼ三〇四割——例えば一四一〇／一一年は三九・八%、一四三六／三七年は四二・六%、一四三八年は四三・七% (最高の比率)、一四四〇年は三七・六%、一四四三年は一四三六／三七年は四二・六%、一四三八年は四三・七% (最高の比率)、一四四〇年は三七・六%、一四四三年は二九・三%であった——を占めており、都市財政を大きく圧迫してきたのである。だが、一四四九年、一四五八

年、一四六〇年に至っては市債額は〇グルデンとなっており、少なくとも一四四九年度以降は新借款は行なわれなくなっている。この点からすると、確かに都市財政は好転している、と言える。ところが、歳出に着目すると、市債関係費目（利子返済及び元金返済）が占める割合は、一四四四年以前は、例えば一四一〇／一一年は四五・二％、一四三六／三七年は七六・〇％、一四三七年は八七・九％（最高の比率）であったのに対し、一四四九年は六〇・三％、一四五八年は六三・四％、一四六〇年は五四・五％である。つまり、少なくとも一四四九年以降も市債関係費目は依然として五割以上を占めていたのである。

こうした財政状態では、統治活動の効果的な展開は望むべくもなかったはずである。例えば、一四四九年の『会計簿』によれば、防衛力の主力となるべき傭兵に支払われた費用は二七三グルデン以下と九ポンドでしかない。当時、マインツ市の傭兵は各々四半年毎に一三グルデンを給与として支払われていた。³⁵従ってこの年度は、傭兵は僅か五名、せいぜい六名しか雇えなかったのである。それ故、当時、マインツ市の軍事防衛は市民の共同体的な軍役に頼らざるを得なかったわけである。この共同体的な軍役の実態を明らかにし得る史料は残されておらず、輕輕に確言はできないが、騎士軍や傭兵軍等の職業的な軍隊に対し当市がどの程度防衛できたかは極めて疑わしかったと判断せざるを得ない。従って当市の地位を守るためのほとんど唯一の実効的な道は外交であった。しかし、外交の担い手たるべき「長老」門閥は市政から基本的に排除されていたのである。

そこで一四六二年マインツ大司教位継承フェーデが起こると、マインツ市は外交により中立を保つことが不可能となり、フェーデに敗北することになる大司教候補者（イーゼンブルク伯ディーター Graf Diether von Isenburg. 在位、一四五九—六一／六三、一四七五—八二年）の側につくことになった。しかもその後、三名の市長、一名の会計役、二名の建築役等の最高の都市参事会員を初めとする約二〇〇名が内部謀反を起こしたのであって、ここにこそ、都市参事会と平民との乖離、都市参事会の統治能力の欠如が如実に現われている。この市民分裂の

中、同年一〇月二八日未明より一〇時間の流血の市街戦の結果、もう一方の大司教候補者（ナッサウ伯アドルフ二世 Graf Adolf II. von Nassau. 在位 一四六一—七五年）側の二六〇〇人の騎兵及び親衛兵に大敗したのであった。これにより二〇〇〜三五〇人以上の住民が倒れ、七〇〇〜八〇〇人の市民の内でナッサウ伯になおも異議を唱える四〇〇人が市外に追放された。当市は決定的に選定侯都市⇨領邦都市の地位に落ち、さらに一四六四年以降、旧ツンプトは「兄弟団」に転化せしめられたのであった。一般的に、領邦国家形成における君主側の政策的契機にはフェーデ、購入（買い戻し）、質契約、封主権、婚姻関係及び権原闘争³⁶があった、と言える。そして、この中でフェーデによる場合に、その後の変化が最もドラスティックになったと考えられるのである。

これ以後、マインツ市は「宮廷都市」、「城塞都市」、「大学都市」としての三機能を果たしていくことになる。一八世紀後半のマインツ市では、枢密院 (Geheime Kanzlei)、宮廷評議会、宮廷財務府、宮廷裁判所、諸統治委員会等の領邦官庁や、代官所等の都市官庁が設けられており、最近の歴史人口学研究の成果によると、これらの官職ポストが同世紀中葉の一八五から三九七に増大し、後者にあつては九〇名の貴族がポストを占めていたことが知られている。当時、貴族は一五〇—二〇〇名おり、当市全住民の約一パーセントを占めており、一五世紀初頭迄当市を指導していた長老門閥のほぼ総ては市外に移住していて、一八世紀のこれら貴族は上部ドイツの騎士出身者（少なくともその指導層）であつたと考えられている³⁷。帝国自由都市段階においては、当市では大司教官職ポストも定住貴族もその数はごく限られており、大司教官職ポストについて言えば、一方のマインツ市関係で、財務官、シュルトハイス、「世俗裁判官」（四名）、（ゲ）ヴァルトポーター、市場長官、書記、ブルクグラーフ、廷吏（複数）³⁸、他方の選定侯領関係で、——一六世紀初頭の「中央行政」の状況³⁹から推論して——宮廷長官、マルシャル、書記局長、常駐評議官（以下、複数）、宮廷外評議官、廷吏などのポストを数える程度であつた。それに対し、その後の領邦都市マインツは、正に「宮廷都市」であつたのである。他方、聖職者は約七五〇名（住民中、約三

一三・五パーセント)いたが、貴族と合せて、市内の家屋の一七―二一パーセント、市内の土地の五七パーセントを占めており、⁽⁴⁰⁾彼らの経済力の大きさが伺われる。

1 市民の誠実宣誓

一四六二年から一七九二年迄選定侯の完全領邦都市であった段階において、選定侯及び、大司教統治の最高幹部機関ともいふべき司教座聖堂参事会は、市民の誠実宣誓を自らの優位的支配権の本質的指標と見なし、極めて重視していた。ドイツ農民戦争を国制史の観点から考察してその後の研究に多大の影響を与えてきたP・ブリックル (Peter Bickle) が率いた、ザールブリュッケンの研究グループも指摘するごとく、⁽⁴¹⁾誠実宣誓は支配関係の単なる象徴というよりはむしろ、この関係それ自体を設定する行為であったのである。そして、その表現内容は支配の特質を端的に示すものであるため、まずそれから見ていきたい。

帝国自由都市段階では、大司教と市民との支配関係は双務的な支配契約に基づく支配―従属関係であつて、それを具体的、表象的に支えていたのが、①大司教の即位時における彼による都市特権の確認の堅約と、②①大司教の即位時と毎年のツンプト参事会員改選時における市民共同体の誠実宣誓、及び②①(II)毎年の市長就任時における都市参事会による大司教への誠実宣誓であつた。そして一五世紀には相対的に②①(II)が重要となる。これと比較して、領邦都市段階ではどうであつたのであろうか。

まず確認すべきは、領邦都市段階においては上記②①(II)の都市参事会独自の誠実宣誓が行われていなかったという事実である。このことは、都市参事会がもはや固有の行為能力を有する自立した支配機関ではなくなったことを示している、と考えるべきである。従つてこの事実が持つ意味は重いものがある。

そこで以下では、上記①に相当する大司教の市民に対する約束と、②①(I)に相当する市民の大司教に対する誠

実宣誓だけが考察されることになる。ここでは、マインツ大司教ダニエル・ブレンデル・フォン・ホムブルク(Daniel Brendel von Homburg: 在位、一五五五―八二年)に対する市民の一五五五年四月二日の誠実宣誓を取り上げることにしたい。その理由は宣誓の文言が比較的詳しい形で残存しているからである。そしてその文言は、大司教ウリエル・フォン・ゲミンゲン(Uriel von Gemmingen: 在位、一五〇八―一四年)及び司教座聖堂参事会の多数派に対する一五〇八年の誠実宣誓の場合と同じであり、当時にあつては定式化していたと考えられる。宣誓の文言は以下の通りである。

「我々〔マインツ市民〕は、以下のことを誓い、誠実宣誓し、誓約する。つまり、父なる神において極めて尊敬すべき侯にして主君、マインツ大司教等にして選定侯に選ばれし方に対し、我々の最も恵み深き公正なる主君として、誠実であり忠実であり服従すること、侯閣下及びマインツ〔大〕司教領に損害が出来しないよう警告すること、〔これら両者の〕利益と幸福を実現させること、誠実なる臣民が底意なくその公正な主君に責任と義務を負うところの一切の事を果たすこと、以上である」

さらに市民は、大司教が捕縛される期間、大司教が空位の期間、大司教が司教座聖堂参事会の同意無しに大司教領を第三者に譲渡する場合において、司教座聖堂参事会にだけ正当な世襲君主として服することを誓約した。これに対し、大司教は市民に、「庇護と保護、援助、助言、安全」を与える約束をなした。ここには、市民の権利の確認はない。

こうした選定侯と市民との関係は、次の特質を意味している。第一は、一四六二年以前と比べて、相互に相手の権利を確認し合うというあの固有の身分制国家段階の主要な指標はもはや見られず、市民の臣民としての服従義務が前面に出ていることである。当市に関しては、固有の身分制国家段階は既に終焉し、近世の開始が見られるのである。マインツ選定侯領は邦属貴族の多数が帝国直属化の動きを示し、大司教との間で自らの帝国直属性

を争うという「非閉鎖領邦」の国制的特質⁴³を有しているため、選定侯は都市を自らの権力の基盤とすべく強権的措施に出たのであった。第二は、それにも拘らず、いまだ市民の誠実宣誓をまつて大司教支配権が成立し得たということが、市民の一定程度の自律性を示していることである。この事態は、換言すれば、マインツ市の統治構造がなお前・近・代・的・二・元・主・義・で・あ・つ・た・こ・と・を・意・味・し・て・い・る。そして、第三は、マインツ市民は、もはや当市の利害関係だけでなく、マインツ選定侯領という領邦国家の首都の市民として選定侯領全体の利害関係の中にも組み込まれていった、ということである。事実、開催回数多くはないものの農民戦争の頃迄は、下マインツ大司教領の領邦議会にマインツ市の都市参事会派遣者が参加していた⁴⁴。

以上の全体的な特質の確認の下、より具体的に支配関係を見ていきたい。

2 一四六九年の『特権状』と大司教の都市統治機構

1 『特権状』

大司教位フェーデの七年後、大司教アドルフはようやくマインツ市民に『特権状』„Freiheitsbrief“を賦与した⁴⁵。本特権状は二〇名の市民に保管するよう委ねられ、彼らはそれを二部作成して聖エメラン聖堂区教会と聖イグナツ聖堂区教会に保管を委託したのであった。

この特権状はマインツ市民にとりその後の「基本法」„Grundgesetz“ (C・ヘーゲル)となり、⁴⁶マインツ選定侯領の終焉迄即位の度毎に新大司教により更新され、彼と市民との間の統治―支配関係を秩序づける法として位置づけられることとなった。従つてこれは、上記の「市民の誠実宣誓」と並んで、近世における大司教と市民との統治―支配関係の基本的な枠組みであった、と言えるのである。

さて、この基本的な枠組みが樹立される迄に、実に七年間もの長い年月が必要とされた。それは、市外追放や

ツンプト解散等の強圧的な処置と、逆にマインツ市の社会・経済的な復興のための市民への妥協とが交錯する戦後処理の期間であり、新たな体制樹立のための産みの苦しみを伴う年月であったのである——この間、市民たちは法的保護を受けない状況に置かれていたのであった。そこでまず、この極めて重い意義を持つ本特権状の全文を挙げておくことにしたい。

「(一) 余アドルフは以下のことをなす意志を本文書でもって、余及び余の後継者、教団のために、神の恩寵により告白し、告知する。即ち、現におりまた今後來るであろうマインツの余の市民と被護民(hindersassen)が秩序よき形態で、また、適法的な態度でここマインツに住むことができ、これにより彼らの繁栄が益々大きく増すことができることを。従って、また、特別の恩寵により、余は——余の評議会の助言と、威厳があり名譽と名声のある、余の愛すべき、敬虔な、余のマインツ司教座聖堂参事会の会長、および聖堂参事会の承認とにより——余の市民の福祉と繁栄を目的として、そうした秩序のための以下に述べられるこの恩寵と特権(gnade und friiheit)、これに関わる取り扱い及び行為を、それらに関する幾つかの規約の内容に即して本文書発給日以前に余自ら彼らに述べ、彼らに引き渡しておいた。今、ここに「正式に」、本文書により彼らにそれらを授与するものとする…(二) 第一に、余のシュルトハイス、「世俗」裁判官、および、現に居りあるいは今後來るであろうマインツの余の市民と被護民、および彼らの子孫は、その身体と財産を保証され、一切の不法な権力から免れるために、今後、余の市民の何人も、違法行為(frevel und mißhandel)については、古き過去に制定された平和法典に則らないで処罰されるべきではない。但し、彼らの中の一人ないし複数の者がそうした「平和法典で定められている」違法行為(übertrett, frevel ader mishandel)を、余、余の司教座聖堂参事会、あるいはこの——つまり、余のマインツ司教座聖堂参事会の——参事会員、あるいは余の役人あるいは従者(dienere)に対し、余の都市マインツにおいて犯したり、あるいはその

ほかに別の違法行為を犯したりして、従つてその者が身体ないし生命に関して処罰、あるいは処刑されなければならぬ場合は除く。また、上記のシュルトハイス、世俗裁判官、および一般に余の市民、被護民、彼らの子孫は余の都市マインツにおいては、彼らが現在納付している直接税 (uifsatz) 及び間接税 (ungelt) を従来どおり納付すべきであつて、それが余ないし余の後継者により増税されるべきではない。さらに、竈税 (hertschilling) ——すなわち余の市民、居留民、彼らの子孫のそれぞれにより毎年納められる一グルデン ——だけを除いて、彼らないし彼らの財産に対する税 (schatzung ader uifsatzunge) をも差し出す義務あるいは意志はなくてよい。(三)しかしながら、この中に、市民および居留民のそれぞれが危急の時に常に果たすべき警護ないし軍役 (wachen ader nachreyssen) は包含されるべきではない。また、余の市民が同地マインツに占有も所有もしていない、余の都市マインツおよび城塞罰令圏内に位置する自由世襲借地および財産は、上記の特権の中に包含されるべきではなく、余が ——余の意志と随意に従つて質入れたり、あるいはこれとともに余の意志により授与したりするために ——余および余の後継者の許にそれを留保する。余の市民の一人が、あるいは複数の者が先に言及した余の都市を去つて他の地に移る意志がある時は何時でも、彼らはその身体と財産に、余、余の後継者、余の臣下により決して害を及ぼされるべきではない。しかし、何か余の都市金庫 (rentne) に関して納付義務を負っている場合には、その者は予め清算し納付すべきである。他方、当市および余の他の所領、城塞、都市の市民と異なり、余および余の司教座聖堂参事会に対し〔誠実を〕誓約しない市民が現にあり、あるいは今後当市に来ることがある場合、その者は上述された誓約を底意なく果たす迄の間、この恩寵および特権 (fryhunge) の中に包含されるべきではない。(四) ——従つて、証書として、余、大司教アドルフは上述の如く余の大印章を本文書に吊るし、我々司教座聖堂参事会会長および司教座聖堂参事会は、本特権と恩寵は我々の良き意志と神意とでもって出現したことを、上述の如く証明

する。そして、より確かな保証のために、我々は良き誠実でもって本文書により以下のことを約束する。すなわち、我々は、——ある者がこの恩寵と特権を維持することを誓約せず、従って、彼の捺印された文書をまず彼の教団全体の印章でもって都市に賦与することをせず、彼の大印章でもって聖別されない限り——その者を大司教として受け入れるべきでないし、そうした意志をも持たない、と」(一)〜(四)は筆者が便宜上挿入したものである。

本特権状は、内容的に四つの部分(一)〜(四)で示している)からなっている。

(一) ここで大司教アドルフはマインツ市民と被護民の秩序ある生活と、それに基づく福祉及び繁栄の増進が自らの統治の目的であると宣言しているのであるが、ここに、秩序維持を目的とする中世的統治からより動的な近世的統治への動きを読み取ることができる⁴⁷。もう一点留意しておくべきは、この「基本法」(の各特権ないし各法)が徹底的に大司教から「賦与された恩寵と特権」として解釈されていることである。つまり、基本法はもはや中世的な帝国自由都市段階のように大司教と市民との支配契約ではなく、君主から賦与された特権でしかなくなっている。従って各法は君主により改変される可能性が生れたのである。

(二) この箇所は、市民及び被護民に対する刑事上の違法行為は旧来どおり帝国自由都市時代の市民制定の「平和法典」⁴⁸に則って罰せられること、並びに税に関して市民及び被護民に対しては旧来の直接税、間接税及び竈税以外の税は課せられないことを、定めたものである。それ故、①市民及び被護民は将来に互ってその「身体と財産」が保証されることになり、戦勝者である大司教からも「身体と財産」が脅かされることは原則としてあり得ないことになった。この点は承認できるところである。また、他方において、②A・Ph・ブリュックが述べるように、帝国自由都市時代の「古い都市の統治構造の伝統と意識的に結び付けられている」と見ることも、一応は可能である。しかしながら、ここから直ちに旧来の体制がそのまま存続したと判断しては決してならない。

確かに、「平和法典」の条項を制定し改正する権限が都市参事会にあるのは一四六二年以前と同じである。例えば、

「神の名においてアーメン。本法典を読むか読むのを聞くかする者すべてに、以下のことを告ぐ。我々マインツ市の市長並びに都市参事会は、本法典の項目並びに事項が羊皮紙に書きとめられた日々に、それらの意味内容すべての点で、本来理解され一語一語書きとめられている如くに、開廷中の都市参事会において意見の一致を見て同意に達した。」(序)^(50a)

「同じく、かくして我々は、規定された項目や事項、条項のすべてないし各々を、事の原因や事情に依りて、長くしたり短くしたり、増やしたり減らしたりする全権を完全に都市参事会に留保する。」(第九四条)^(50b)。

なお、序では市長も挙げられているが、従来市長が関係していた他の諸条項では、例えば

「同じく、マインツの何人も、都市参事会に反する何らかのこと、あるいは都市参事会の契約に反する何らかのことは、それが如何なることであっても、制定ないし定立すべきでない。これに違反する者、及びその帮助者は、市長(一四三〇年頃の「平和法典」では明記されていたが、一四六二年以後は抹消)命令に従い、二年間贖罪のためにマインツを去るべきである」(第七条)^(50c)

におけるように一四六二年以後の各条では市長は削除されており、序で市長が削除されていないのは「平和法典」(一四三〇年頃)の編者 Mone (一八五五年)の不注意であろう。

しかし、都市参事会は従来のようにその構成員は市民によって選出される市民自治機関ではなく、第三節で詳論するように、今後は大司教によって任命され給与を与えられる都市役人となっていたのである。また、以前は、市民により選出されていた市長が都市平和維持の最高の任にあつたのに対し、今後は、大司教任命の最高のマインツ市役人である総督 (vitzthumb; Vizedominus) がその任に就くようになったこと(例えば、「平和法典」

第一一・二五・二六・三〇・三一^{50d}条)も、新たな体制の創出を意味しているのである。そして、今後「平和法典」に則つて中・下級の刑事事件を裁判するのは代官の司宰の下での都市参事会員であり、都市参事会員の上級の参事会員の助言を受けて生死に関わる判決を下すのは同じく大司教のマインツ市役人であるゲヴァルトポーターであつて、いずれも大司教役人であつたのである。従つて、第一三条、

「同じく、我々の都市あるいは城塞罰令圈において、男性あるいは女性の身体の一部ないし複数の部分を、喧嘩や殴り合いで一度不具にした我々の市民、被護民(hindersaße)ないし共住者等は、如何なる者であれ、その犯行をなした者は、不具事件のそれぞれについて一つの不具事件毎に贖罪すべきであつて、一括された複数の不具事件のために贖罪すべきではない。その者はそれぞれ一つの不具事件毎にマインツを半年間去り、そして、都市(一四六二年以後は「われらの恵み深き主君」に変更)に一〇ポンドを、原告が要求する時には原告に五ポンドを差し出ししておかない限り、都市に帰還すべきではない^{50c}」

が示すように、罰金徴収権が都市から大司教へ移行しているのであつた。

他方、種々の租税を課す権力は、——従来のように都市参事会に帰属していたのではなく——今後は選定侯に帰属することになつていた。その上、遅くとも、大司教ベルトルト・フォン・ヘンネベルク(Berthold von Henneberg. 在位一四八四—一五〇四年)の治世には直接税として、以前は都市参事会が徴収していた際の税率〇・五%に代わつて一・〇五%の資産税を大司教役人が徴収するようになっていた。⁵¹従つて、大司教は旧来の統治構造の伝統に強く拘束されていたというよりは寧ろ、自らの役人をその担い手とし、税率に見られるようにその内実を変えることにより、伝統を自己の今後の統治構造に相應しい形態に変えることが可能であり、事実変えていったのである。

〔三〕 さらにまた、大司教は市民及び居留民に対し、「危急の際の警護ないし軍役」(wachen ader nachreisen)

というこれ迄にない重い義務を新たに課している。帝国自由都市時代においては各市民は——おそらく居留民も——共同体的な軍役を課せられていたと考えられる。だが、その軍役は基本的には当市の防衛を目的とするものであって、自らの郷里ないし定住地である当市を離れて戦争に従事することは原則としてなかった。だが、上で見た市民の誠実誓約の文言、「侯閣下及びマインツ〔大〕司教領に損害が出来しないよう警告すること、〔これら両者の〕利益と幸福を実現させること、誠実なる臣民が底意なくその公正な主君に責任と義務を負うところの一切の事を果たすこと」が示すように、今後、市民及び居留民は「大司教領」全体の利益のための防衛の任を負わされることになり、当市を離れて戦地に赴く義務が生じていくのである。当然彼らに対する軍事指揮権は、市長―都市参事会から大司教に移ることになる。かくして彼らは、郷里ないし定住地の利害よりも大司教領全体の利害をより優先せざるを得ない「選抜民兵」として、軍事行為に従事せざるを得ない道程を辿っていくことになるのである。⁵²

さらに、大司教は、市民が「マインツ市及び城塞罰令圏」において現に保有していない「自由世襲借地及び財産」(erbe und güter) に対する自由処分権を自らの権利であると承認させている。これも、大司教が当該処分権を市長―都市参事会から奪ったことを示しており、彼の財政にとり相当大きな意味を持つ措置であった。そしてこの措置の対象は第一に、大司教位フェーデ以後追放された市民の財産であったのである。また、市民の安全な移動の自由は確認されているが、租税等の完納が前提となっている。

〔四〕この箇所は、司教座聖堂参事会が自らの意志で当該特権と恩寵を生ぜしめ、この特権と恩寵を承認しない者を大司教として承認しないことを宣言したものである。しかし、当該特権状の序においてこの特権と恩寵を賦与したのは大司教であると明言されていることを考慮すると、結局のところこの箇所は、マインツ市に対する司教座聖堂参事会の「共同統治」的な権利を示すものであり、それ以上のこと、例えば司教座聖堂参事会の単独

支配権を表明するものではないと理解すべきである。

以上考察してきたように、本特権状は、司教座聖堂参事会に制約されつつも支えられた、大司教が賦与した特権であつて、都市君主と市民との間の契約であるともはや見なすことはできない。従つて、平和法典の内容、その執行のあり方、徴税のあり方、軍役の導入等、各法は君主により選定侯領の利害の増進に合わせて改変される可能性が生れ、事実改変されていったのである。そうした特権状が今後「基本法」として機能していく時代は、都市君主と市民との支配契約——例えば、市民の誠実誓約と大司教の都市諸特権の確認——が「基本法」であつた帝国自由都市の時代（上述、第二節）とは原則的に異なる、新しい時代Ⅱ近世——少なくともそれへの移行期——なのである。特権状という形態を取りつつも、もはや中世のように契約⁵³ではないこうした賦与特権が、基本法として機能したという事実は、法源論の観点から時代区分を考える上で極めて重要である。

2 大司教の都市統治機構

さて、この「特権状」を發布した大司教アドルフは、大司教位フェーデで生き残った市民の多数を市外追放に処し、旧来のツンフトを解散して「兄弟団」に再編する等して、その上級軍事命令権に基づき厳格な統治を遂行した。その後、大司教ライター治下になり選定侯の統治は緩和されていくが、役人を通して行使された選定侯の権限に大きな変化はなかつた。

その際、帝国自由都市段階との比較でまず注目すべきが、上述した如く、大司教に対して誠実誓約を行う固有の主体の中から都市参事会が抜け落ちた、という事実である。これは、当局に対する大司教の支配権が従来のように①直接市民支配権と②都市参事会に対する支配権とに構造的に明確に二元化していたのではなく、領邦都市段階になると、①の官僚を通じての直接市民支配権が前面に出ることになり、②の都市参事会に対する支配権が

①の中に大きく包含されていくことになった、という解釈を導き出すことになる。つまり、大司教の都市支配権は官僚を通じての直接市民支配権への一元化が大きく進展した、と考えられるのである。従って、領邦都市段階でのマインツ市にあつては、「中間権力」とは言え、それはこの「一元化」の枠内での、一定の自律性を認められた機関として認識すべきである、ということになる。

以下、大司教の都市統治機構、即ち「都市君主権」に関しての、選定侯役人あるいは選定侯の支配機関及びその権限を個別的に考察していくことにしたい。予め、筆者により類型化された主要な官僚の名称を挙げておくと、次の如くである。**高級官僚**（総督、ゲヴァルトボータ、財務官）、**中級官僚**（シュルトハイス、世俗裁判官）と**下級官僚**（直接税徴収役、チンス徴収役、建築役）、以上。

ところで、マインツ選定侯の役人、支配機関に関する基本的史料としては以下の未刊行史料がある。

- I Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.27-112, umfassend die Jahre 1462-1802 (Staatsarchiv Würzburg).
- II Libri communes, Bd.1-24, umfassend die Jahre 1462-1802 (Staatsarchiv Würzburg).
- III Mainzer Domkapitelprotokolle, Bd.26-77, umfassend die Jahre 1605-1798 (Staatsarchiv Würzburg).
- IV Akten des ehemaligen „Vizedomantes Mainz in der Stadt“ (Mainzer Stadtbibliothek), Bd.1-73.
- H・シュローエ (Heinrich Schrohe) はこれらの史料を基に、著書 „Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd.5)“, Mainz 1920 を著し、今日に至る迄の歴史像の枠組みを提示した。しかしながら、本書は選定侯が発布した諸条令の例示(殆どが名称の挙示のみ)、各役人の代表的な授權書の諸条項の列記、各役人の氏名と在任時期の指摘に終始しており、理論的な議論を展開している訳ではない。そして彼の歴史像も選定侯のマインツ市支配権及びランデスヘルシャフトの強化ということに尽き、当該時代の選定侯の支配の在り方及び官僚制の理論的探求は殆どなされていない。だが、そこに挙げ

られている役人の氏名と在任時期についての「史実」は——それらがシュローエにより取捨選択されたものであるという制約の下にあることは当然であるにせよ——、その後、本格的な研究がなされてこなかったことを顧慮すれば、やはり活用すべきであろう。⁵⁴

以下、各役人毎に、主に授権書の考察をまず行い、次いでシュローエの明らかにした各役人の氏名と在任時期、出自が意味するところを考えていくことにしたい。前者の授権書については、官僚に対する条令とともに、それが明瞭な権限と責務を詳細に画定し、「行政の規範化」(D・ヴィツロヴァイト)⁵⁵、官僚に対する「社会的規律化」(G・エーストライヒ)を進展させたことをまず確認しておかなければならない。一方、後者については、以下の四点を考えていきたい。

(一) 大司教の即位直後に任命されたか否か・これにより大司教の任免権、とりわけ罷免権の強度を測ることができる。官僚が大司教の退位、即位に関係なく任命されていたならば、彼らと新大司教との人的な関係は相対的に弱かったのである。

(二) 在任年数・終身制か否か、つまり大司教からの官僚の自立度を知ることができる。

(三) 出自・貴族か市民か、それとも別の身分か、また、そもそも官僚資格において出自がいかなる意義を有していたのか、さらに大司教統治においてこれらのことがいかなる意味を有していたのかが問題となる。なお、

この出自に関しては Gerhard Köbler, *Historisches Lexikon der deutschen Länder: Die deutschen Territorien und reichsunmittelbaren Geschlechter vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, 5. Aufl., München 1995; *Handbuch der historischen Stätten Deutschlands*, Bd.4 (Georg Wilhelm Sante (hrsg.)), Hessen, 3. Aufl., Stuttgart 1976), Bd.5 (Ludwig Petry (hrsg.)), *Rheinland-Pfalz und Saarland*, 3. Aufl., Stuttgart 1976) und Bd.7 (Karl Bosl (hrsg.)), *Bayern*, 2. Aufl., Stuttgart 1974) をも利用する。

最後に、(四)兼職等…前近代官僚制の主要な特質の一つである兼職⁽⁵⁶⁾の実態を明らかにし、統治構造において持つ意味を考えてみたい。

なお、本稿は近世の成立過程期——三十年戦争以前の時期——を対象としているが、その後の見通しを得るために以下では一七世紀中葉以降をも副次的ながら考察することにした。

〔a〕 **総督** 第一に挙げるべきが「総督」(Vizedominus)である。大司教アドルフは、市民たちが帝国都市段階の伝統に基づいて自立のための何らかの抵抗運動を起こすことを危ぶみ、市民自治権を大きく制限する挙に出た。その代表的な措置の一つが、市民共同体からその首長であった市長の職を廃棄⁽⁵⁷⁾し、その代わりに「総督」職を初めて設置し、市民たちをその支配下に置いたことである。その称号は初期は流動的であり、最初はHauptmann(一四六四年。大司教アドルフの義兄弟、Eppstein伯Eberhard)、次いでAmtmann(一四七八年。Eberhardの子息Philipp)となった。しかし、最終的にVizedominus(一四八九年。帝国騎士Emmerich von Nassau)に落ち着いた。

当職の権限は、初期のHauptmannの段階では、宗教問題以外の最高司令権、無制限の刑罰権であり、軍事・服後の征服者代理にふさわしいものであった。だが、都市統治の安定化が進むと当職の権限は次第に変化していった。当職の勤務内容を最初に詳細に述べているのが、一四八九年五月九日に初代のVizedominus、Emmerich von Nassauに大司教ベルトルトが与えた授權書である。これは全体で以下の一四項からなっている。⁽⁵⁸⁾

一 彼は自費で、管区内のすべての住民の身体・財産及び所有物を保護し、五匹の馬と従者、さらに一人の近習を抱え、マインツに居住すべきである。大司教領の諸管区が攻撃される場合、彼は防衛を支援する義務を負うべきである。

二 大司教の逝去や捕縛の場合、また大司教領が譲渡され、その結果大司教と司教座聖堂参事会との間で行

き違いが生じた場合、彼は後者の聖堂参事会に対し誠実誓約を果たすべきである。

三 職務は授権日から始まり、年俸は三五〇グルデンである。管区から生じるその他の収益、レント、贖罪金、用益権は彼のものではない。彼が勤務中に大司教領の敵から受けた損害しか補償されるべきではないが、この問題について彼と大司教との間で意見の相違が生じた場合には、宮廷長官・マルシャル・評議官（一名）が解決をつけるべきである。彼は大司教により随意に免職され得るが、その二ヶ月前に解約告知を受ける権利が認められるべきである。

四 彼と一二名（の都市参事会員）の面前にもたらされた一切の訴訟を、彼はこれらの者とともに、公正に、処理すべきであり、市民や臣民の総てを審問すべきである。というのも彼は大司教の許可なく、それらの方からまたその一族からいかなる贈与をも受け取ってはならないからである。

五 彼は、会計役 (Rentmeister) 及び都市参事会員一二名が臨席する場合のみ、新市民をマインツに受け入れてもよいが、条件として、新市民は大司教に通例の誓約を果たし市民として登録されなければならない。新市民が市民権に基づいて財産等について納めるべき貢租を受け取るのは、大司教ではなく、会計役である。

六 彼は Judensand (小屋) を用益してはならず、会計役にそれを任せるべきである。

七 短剣や長剣を携行することが毎年大司教の名において禁止されているため、総督は、許可無く携行している者全員から短剣及び長剣を取り上げさせ、それを大司教のために留保し、清算すべきである。

八 大司教がマインツ市内の誰かを諸官職に就けるため採用する必要が生じると、総督は、彼や彼の下僚に贈与を送ったり、そうした約束をしたりした者を昇進させてはならず、大司教の要望に応じて、その官職に適したと考える者だけを推薦すべきである。

九 大司教の了解と意志なしに、彼は四夜を超えてマインツ市外に滞在するには及ばない。彼がそのための許可を得ている場合であろうとも、城塞勤務のブルクグラーフやその他の役人を自らの不在のために代理に立てておかなければ、市外に騎行するには及ばない。

一〇 大司教領、マインツ市、市民層の利益のために彼は、火事やその他の騒動の際の行動に関する条令を發布すべきである。

一一 彼は誓約文書及び復讐断念誓約文書のすべてを書記ペーターやその他の都市参事会書記を通して作成させ、市庁舎に保管すべきである。

一二 彼は、マインツ市民が罰金刑に相当する犯罪を犯したり保証人を立てなければならない場合、嫌悪やその他の理由から、その市民を捕らえたり塔に押し込めたり押し込めさせたりしてはならない。それに対して、彼は身体刑に相当する犯罪を犯したり、オーブリツヒカイトに反する行動をとり、それ故に身体刑を科せられることになったりする者を、〔塔に〕押し込めるべきである。それらの者が罰金刑か身体刑かかいずれに相当する犯罪を犯したのか疑わしい場合は、彼はそれらの者を保護すべきであり、一二名〔の都市参事会員〕の了解と意志なしにはそれらの者を〔塔に〕押し込めてはならない。

一三 彼は、自らが大司教の名において市内迄護送したことにより生じた物を取り立て、箱に入れ保管すべきである。彼は自らが護送した者を記載し、徴収された貨幣を——その一部を我が物とすることなく——目録と共に毎年引き渡すべきである。

一四 総督がブドウ酒や自家用品等としてマインツに運んだり購入したりした物を、彼は販売したり市民に分配したりして都市金庫に不利益をもたらしはならない。彼が自家で消費する物しか、自由に扱うことはできない。

以上の詳細な内容からして、総督は確かに大司教領の全体の防衛を支援する義務を負っているが、基本的にはマインツ市を中心とする管区（マインツ総督管区 *Vizdomamt*）の統括者である。つまり、総督は大司教に代わり都市君主権を行使し、実質的に都市君主の地位にあった、と言える。年俸の三五〇グルデンというのは（第三項）、その一世紀後（一五九〇／一六二七年）において、マインツ選定侯領の最高の官僚であった宮廷長官の年俸が五〇〇グルデン（及び官舎、従者・馬の賄い費）、宮廷マルシヤル及び貴族の枢密評議官の年俸が二〇〇グルデンであったことと比較すると、極めて高額であったことが理解され、その地位の高さが認識されよう。彼の具体的な職務や権限の主なもの、次の通りに確認することができる。①管区内の全住民の身体・財産・所有物の保護（第一項）、②都市参事会員とともに裁判、処罰すること（但し、身体刑に相当する犯罪を犯した者に対しては単独で拘禁することができる）（第四・一二項）、③会計役、都市参事会員とともに新市民の加入を承認すること（第五項）、④市内での武器携行の監視（第七項）、⑤大司教の都市役人任命に際しての助言（第八項）、⑥騒動に関する条令の発布（第一〇項）、⑦護送（第一三項）、である。このことからして、総督は、確かにマインツ大司教の代官として対内的・対外的に広範な職務を負わされているが、その核となるのは当該管区に関わる、大司教への助言、公安の維持、都市参事会の議長職（特に裁判、新市民加入）である。後の授権書、例えば一五六四年九月二五日付けのものや一五七二年三月三日後の日付のものにおいても、市門の管理が増えているぐらいで、基本的に変わりはない。

他方、高額の年俸と併せて、授権書における当職の大司教による自由な罷免可能性（三）、贈収賄の禁止（四・八）の記載を見ると、総督の保有官僚的性格や終身任期制、世襲制を阻止することが試みられていると言える。以上を踏まえて、「官僚表Ⅰ」を瞥見すると、以下の点が確認できる。

[官僚表 I : 総督]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出身	備考
1	Eberhard von Eppstein	1464. 6. 28@-1478. 3. 10前	14	Herr zu Königstein = 伯	大司教Adolf II. (在位1461-75年) の義兄弟
2	Philipp von Eppstein	1478. 3. 10@-1480. 4. 11前	2	Herr zu Königstein = 伯	Nr.1の子息
3	Ludwig von Isenburg	1480. 4. 11-1481. 2. 12前	1	伯	大司教Diether (在位1475-82年) の兄弟
4	Wiegand von Dienheim	1481. 2. 12-1489. 5. 9前	8	フライヘル ; 16世紀以降帝国騎士 (Rh., Fr.)	
5	Emmerich von Nassau	1489. 5. 9-1494. 6. 24前	5	帝国騎士 (Rh.)	
6	Johann von Breibach	1494. 6. 24-1503. 11. 30前	9	フライヘル ; 18世紀に帝国騎士 (Fr.)	
7	Emmerich von Carben	1503. 11. 30-1511. 10. 1	8	帝国騎士 (Fr.)	以前は Friedberg のフルクグラーフ ; 1505. 7. 17前の年給は350fl.であったが、それ以後は400fl. ; 1511. 10. 1に大司教により解任
8	Orendel von Gemmingen	1512-1515. 4. 25後	3	帝国騎士 (Sch. od. Fr.)	以前は上大司教領のラントフオークト、Amorbach管区のラムトラン ; 1513. 7. 31に大司教より都市参事会員補充に関し委任を受ける
9	Eitelwolf von Stein	1515. 4. 25後@-1515. 6. 24前	0.2	フライヘル・帝国騎士 (Rh.)	以前は皇帝官房武補 ; 宮廷長官を兼職 ; 1515. 6. 10死去
10	Johann von Lune (Leune)	1515. 6. 24@-1520. 9. 27前	5	貴族	以前はフランクフルト市のシュルトハイヌ ; 年給は350fl. ; 宮廷裁判官を兼職 (年給は50 fl.) ; 大司教より2ヶ月間猶予の解約告知を受ける
11	Jakob von Kronberg	1520. 9. 27-1523. 3. 3前	2	帝国騎士 (Rh.)	
12	Martin von Heusenstamm	1523. 3. 3@-1528. 3. 3	5	帝国騎士 (Fr.)	大司教Sebastian (在位1545-55年) の父で、1540年死去 ; 以前はフランクフルトのシュルトハイヌ ; 4年任期で任用された後、更新 ; 1525. 5に Philipp von Schwalbach (帝国騎士) が副Vizedominusとして任用 ; 1528. 3に解任され、宮廷外評議官に任命
13	Kaspar Lerch von Dirnstein	1528. 2. 22@-1532. 2. 22	4	18世紀には帝国騎士 (Rh.)	以前は宮廷マルシヤル、Frauenstein及びGernsheim管区のラムトラン ; 1532年に解任され、宮廷外評議官に任命
14	Heinrich Mosbach von Lindenfels	1532. 2. 22-1540(2. 22)	8	帝国騎士 (Fr.)	1540年に退官
15	Konrad von Hattstein	1540(2. 22)-1542. 2. 9	2	18世紀には帝国騎士 (Rh.)	1542. 2. 9-1544年初頭、Nr.12及びNr.16により職務代行

16	Philipp von Stockheim	1544.2.22 1564.9.11	21	14世紀中葉にはナッサウ伯のゾルクマン；17世紀には帝国騎士 (Fr.)	1538年以降宮廷裁判所試補、1539年以降Olm及びAlgesheim管区のアムトマン；死去 (在任中) 時には宮廷裁判官を兼職
17	Philipp Brendel von Homburg	1564.9.25 1572.3.3前	7	帝国騎士； (Rh. od. Fr.)	大司教Daniel (在位1555-82年) の兄弟
18	Heinrich von Selbold	1572.3.3 1578.2.5	6	貴族	1557.2.22以降、Olm及びAngels管区のアムトマン；死去 (在任中) 時には宮廷裁判官を兼職
19	Eberhard Brendel von Homburg	1578-1588.11.21	10	帝国騎士； (Rh. od. Fr.)	以前はLahnstein, Klingenberg及びProzelten管区のアムトマン；死去 (在任中) 時には選定侯評議官、宮廷裁判官を兼職
20	Kaspar von Eitz	1593.3.15(13?)-1604	11	18世紀には伯・帝国騎士； (Rh.)	以前は上級宮廷ワルシヤル；1604年、上級宮廷長官に任用
21	Johann Richard Brömser von Rudesheim	1604@ 1608	4	18世紀には帝国騎士； (Rh., Fr.)	Königstein管区の上級アムトマンを兼職；1608年にラインガウの総督に任用
22	Peter von Leyen	1616 1631	15	エーデルフライエ；1633年に帝国フライヘルになる	1609.12 1616年、総督職を代行
23	Heinrich Brömser von Rudesheim	1636.1.19以前-1668.11.25	33	18世紀には帝国騎士； (Rh., Fr.)	1645-1647年のオスナブリュック和平交渉出席のためNiederolm管区のアムトマン Johann von Dalbergにより代行；死去 (在任中) 時には帝国宮廷評議官、選定侯枢密評議官、宮廷裁判官を兼職
24	Franz Freiherr von und zu Sickingen	1669.7.1前 1686.8.29後	17	フライヘル (Rh., Fr.)	以前は選定侯評議官、Bischofsheim管区のアムトマン；1671年に選定侯枢密評議官、1682年に皇帝財務官を兼職；辞任直前に、フツァルツ選定侯枢密評議官、上級宮廷長官等に任用
25	Friedrich Dietrich Kämmerer von Worms, Freiherr von Dalberg	1686.9 1712.7.5	26	フライヘル (Rh.)	以前は枢密評議官、Höchst管区のアムトマン；死去 (在任中) 時には枢密評議官、宮廷裁判官を兼職
26	Friedrich Christoph Freiherr Knebel von Katzenhogen	1712.8.3前-1714.3.29	2	フライヘル (Fr.)	以前はBöckelheim, Olm及びAlgesheim管区のアムトマン、宮廷ワルシヤル；在任中死去
27	Franz Eckenbert Kämmerer von Worms, Freiherr von Dalberg	1714-1732.2.4後	18	フライヘル (Rh.)	以前はシュバリエル司教の枢密評議官、Deidesheim管区のアムトマン；1722.4.13-1723.4.5の不在中、H.Fr.Freiherr von Herissem (選定侯財務官、宮廷評議官) により職務代行
28	Damian Hartard Freiherr von Ritter, zu Grünstein	1732.4.3 1742.3.13?	10	フライヘル (Rh.)	選定侯枢密評議官、首席宮廷裁判官；在任中 (?) 死去

29	Ludwig Franz Freiherr Knebel von Katzenelnbogen	1742-1754.4.22	12	フライヘル (Fr.)	以前はアイヒシュテットの狩猟長官；選定侯枢密評議官、宮廷裁判官、レンテ・商館・商人監督官等を兼職；在任中死去
30	Franz Reichsgraf von Spauer zu Pflaum und Valeur	1754-1757.9	3	帝国伯	皇帝・国王官房官、選定侯宮廷常駐官房官、宮廷裁判官、レンテ・商館・商人監督官；ゾェツツラー・帝室裁判所首席裁判官に任用されることにより辞任
31	Karl Adolf Freiherr von Ritter zu Grünstein	1757.9.23前-1781.4	25	フライヘル (Rh.)	選定侯常駐官房官、宮廷一統治府評議官、レンテ・商館・商人監督官；昇進により辞任
32	Philipp Anton Freiherr von Bibra	1781.4.17前-1798	17	フライヘル；16世紀以降帝国騎士 (Fr.)	常駐官房官、宮廷一統治府評議官；レンテ・商館・商人監督官、後には、ラインガウ総督を兼ね

註1：Heinrich Schrohe. Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd.5), Mainz 1920.

Beilage: Die Vizedomini in Mainz seit 1462, S.36-42.

註2：@は大司教の即位直後の任命を示す (以下、同)。

註3：Rh. = Rhein騎士クライス、Fr. = Franken騎士クライス、Sch. = Schwaben騎士クライス

(一) 大司教の即位直後に任命された総督 (在任期間欄中@にて指示) は七名で、全員が三十年戦争以前であり、この時期の当該官職に対する大司教の罷免権はかなり強力である。しかし、三十年戦争後は罷免権は弱いと言わざるを得ない。

(二) 在任年数の平均は三十年戦争以前迄は七・六年、それ以後は一六・七年と倍化している。終身任期であった者は三十年戦争迄四／二二 (Nr・九、一六、一八、二二)、それ以後は五／一〇 (Nr・三三、二五、一六、一八、二九) であり、増加傾向が顕著である。罷免の実行、高額の給与、解約告知 (Nr・一〇) の点から三十年戦争以前迄は総督はコミッサール型の官僚であったが、三十年戦争後は終身任用型の官僚へと移行している。

(三) 出自を見ると、一四九〇年代迄は近親者 (兄弟) (人的関係が強い)、三十年戦争以前は伯 (三例)、フライヘル (四例)、帝国騎士 (九例) のみならず、将来そうした身分に昇格する邦属貴族の家系 (五例)・一六世紀中葉。但しマインツ選定侯領貴族の存在は不明) もあったが、それ以後は——邦属貴族の一例 (Nr・二三) を除き

——伯（一例）、フライヘル（八例）、帝国騎士（一例）といった帝国直属の家系となった。マインツ大司教は当市の最高クラスの官僚にはマインツ選定侯領の外部の帝国直属者——但しマインツ大司教の出自を超えない程度の伯以下の帝国直属貴族——をもって充てていく傾向を強めたのである。マインツ選定侯領の邦属騎士ではなく、外部の帝国直属家系を充てるこの措置は、当該官職の地位の一層の上昇を意味すると同時に、邦属貴族による制約を逃れ得た大司教の権力の強さを示すものであった。なお、彼らの出身地は、三十年戦争以前では、フランケン地方が一二名、ライン地方が一〇名、シュヴァーベン地方が二名であり、それ以後ではフランケン地方が五名、ライン地方が六名、シュヴァーベン地方が〇名であり、フランケン地方とライン地方とが拮抗しつつも、徐々にライン地方出身者が若干増加する傾向を示している。

一方、この総督職の場合、特徴的なことに同じ家系出身の例が多くあり、特に三十年戦争後は任用の殆どがそうであった（Eppstein: Nr. 1、11; Homburg: Nr. 17、19; Ruedesheim: Nr. 11、111; Dalberg: Nr. 25、27; Katzenelnbogen: Nr. 26、29; Ritter: Nr. 28、31）。但し、他家系出身者を間においての任用であり、同一家系からは二名しか任用されておらず、世襲制化には至っていない。こうした措置は、マインツ大司教が近隣の自らと同等ないしそれ以下の複数の帝国直属家系との友好関係により自らの領邦統治を維持し、発展させようとする政策の現われと見るべきである。

(四) 兼職等の問題では、まず前職について見てみると、三十年戦争以前では国王都市のシュルトハイス（二例）、ブルクグラーフ、ラントフォークト、アムトマン（五例）、宮廷長官、宮廷マルシャル（二例）であって、マインツ選定侯領の地方官僚が七／一二、中央官僚が三／一二を占め前者が多いが、それ以後は評議官（二例）、アムトマン（二例）となり、拮抗していき、且つ次第に職種が限定されていく。辞任後の職を見ると、三十年戦争以前では宮廷外評議官（二例）、上級宮廷長官（一例）、他地域の総督（一例）であり、三十年戦争後でも上級

宮廷長官（一例）、帝室裁判所首席裁判官（一例）であり、次に述べる中央高級官職との兼職の故により高級官職への単独の昇任はますます僅少となる。兼職に関しては、三十年戦争以前では宮廷長官（一例）、宮廷裁判官（一五一五年以降・四例）、上級アムトマン（一例）と少なからず顕職の例があったが、三十年戦争後では帝国宮廷評議官（一例）、マインツ枢密評議官（五例）、評議官（二例）、常駐官房官（三例）、宮廷裁判官（五例）、他地域の総督（一例）等となり、中央の高級官僚を兼職していく傾向がますます顕著となった。この事實は、三十年戦争後の総督職の顕職性——または、中央高級官僚への昇任階梯の一階梯としての位置づけ——を示すものであるが、同時に、首都官僚と中央官僚との癒着・構造的同質性の展開を意味しているのである。

〔b〕 **ゲヴァルトボータ** 総督の代理の地位にあったのが、帝国自由都市段階以来の大司教役人ゲヴァルトボータ（Gewaltbote）である。自由都市段階では「ヴァルトボータ」と呼称されるのが通例であり、上級及び下級の二名いたが、領邦都市段階では一名のゲヴァルトボータが置かれることになっていた。自由都市段階での当職の権限は、①窃盗・窃盗誣告裁判、②女性の重婚・姦通、③上級ツunft官庁である「二名上級親方委員会」への監督、④織匠・パン匠・製綱匠・公娼・大工等の特定のツunft・同職組合の管理等であった。⁶³それが領邦都市段階でどう変化したかを、当職の授權書及び条令から明らかにしたい。

ゲヴァルトボータは一四八六年にマインツ市の建築役職への貢租の半分を得た後、一五〇二年七月二八日、Friedrich von Hetersdorfがゲヴァルトボータと建築役に任ぜられて以来、一五二〇年頃迄兼職が続いた。そして一五二〇年以降、ゲヴァルトボータは建築役代理職を兼ねることになり、一七四九年迄はこうした兼職が続いた。そのためもあり、一五〇二年⁶⁴や一五五六年の授權書では建築役としての職務の方が前面に出ているのである。だがそれに対し、一五七一年、一五七四年、一五八八年の授權書は再びゲヴァルトボータとしての職務を

強調するようになり、以来この傾向が続くことになる。⁶⁵この傾向の集大成として位置づけられるべきが、Johann Franz von Berninger (在位、一七二二—一七四九年) が当職に就いていた時に大司教により発布された詳細な条令 (一七二三年一月二六日付け) である。「行政の規範化」を進めたそれらを分析すると、以下のことが明らかとなる。まず、一五五六年時点では以下の職務が重視されていた。⁶⁶

- 一 総督が大司教のためや自らのための業務でマインツ市を留守にしたり、他の用件で都市参事会に出席できなかつたりする場合には、ゲヴァルトポーターは都市参事会で総督の代理をすべきである (第二項)。
- 二 年に四回、即ち各四季大斎日に彼は、同じく当該の義務を負っている者とともに市壁を巡視すべきである (第四項)。
- 三 自ら必要と思われる時には、彼は夜間マインツ市を巡回して、警護が勤勉になされているか、また警護の詰め所に人が配備されているか否かを目と耳で確かめるべきである。時に彼は日中絶えず市門を監視すべきである。大司教領に不利益を及ぼし得ることを認めると、彼はその対策を講じ、差し迫った損害を未然に防ぐべきである (第五項)。
- 四 彼の監護の下に委託されている武具、矢・槍等を、ゲヴァルトポーターは誠実に保管すべきである。塔の中の小銃一式、並びに板、鉄、石が使用可能なよい状態にあることも、同じく彼の配慮すべき事柄である (第六項)。
- 五 マインツで火事が起こると、ゲヴァルトポーターは即刻その場に赴き、水が引かれ火事が収まり市民が火事の損害を受けないよう、当を得た指図をすべきである (第七項)。
- 六 マインツ住民がパン及び肉の購入に当たって損害を被らないよう、ゲヴァルトポーターは時折予告無しに下僚と共に巡回し、パン及び肉の品質と目方を検査すべきである。彼が何らかの点で瑕疵を見出した場合

には、彼は総督の援助を受けて相応の刑罰を科するべきである（第八項）。

七 市外者及び国外の者が市民権を獲得している場合を除いて、そうした者をマインツ市民が一四日を超えて自宅に滞在させないよう、常に彼は警護役及び四名衆を通して配慮させるべきである。それに反する行為は四季の断食の命令の内容に従って処罰されるべきである（第一一項）。

八 家を持たない者や乞食により多くの無秩序が生じているため、彼は次の予防措置を取るべきである。つまり、住みついている貧しい市民の中から役に立つ者たちを乞食取締役(Bettelvogt)に任ずるという措置、これに対し浮浪者や市外の乞食、放埒で不審な者は一般に満足すべき証明が無ければ滞在を許可されないという措置である（第一二項）。

九 三ヶ月毎に彼は建築役職にある他の者とともに、マインツにある大司教の建築物の総て及びその煙突を視察し、煙突の掃除が行き届き煙りの通りがよく塞がれていないよう注意すべきである。将来彼はマインツ住民が、大司教の許可なしに新旧の家に張り出しや突き出しを設けることを認めるべきではない、等（第一三〜二〇項）。

以上の条項からすると、ゲヴァルトボートの職務は、①公安警察（主な対象は、市壁、警護、軍需物資、火災、乞食・浮浪者）、②市場警察（特にパンと肉）、③建築警察、④以上の裁判（但し、生死に関する裁判では都市参事会員の助言が必要——一五二三年頃の授權書⁶⁷——）であった。この中では、市場警察は従来も当職に属していたが、その職務内容は大幅に縮少されている。ここでは寧ろ新任務である広範囲な公安警察及び建築警察に注目すべきである。そして、都市軍事権が選定侯に帰属するようになっていたことは明白である。

以上の職務は一七一三年の条令⁶⁸においても引き継がれ、より具体的、詳細に規定されている。その中で以下の条項に注目しておきたい。

一 ゲヴァルトポータは、市場や公の場、街路や路地が汚物・ごみで汚されておらず、堆肥置き場を街路から離しておくよう配慮すべきである。危険な病が広がると彼は即刻豚を手放すよう命令すべきである（第八項）。

二 総督及び都市参事会と並んでゲヴァルトポータは、肉、魚、その他の食糧品、並びに薪やその他の木材が常に安値がつけられるよう監視し、ライン市場長官に指図すべきである（第九項）。

三 刑事事件においてゲヴァルトポータは被告やいるかもしれない証人の尋問を、常に二名の都市参事会員と一名の都市参事会書記との陪席の下に行い、個々の質問への被告の返答を詳細に調書に取らせ、調書を最後に今一度被告に読んで聞かせ、二名の都市参事会員と一名の都市参事会書記に署名させ、さらに自ら署名し、さらなる指令を仰ぐためにそれを俗人評議官に送付すべきである（第一〇項）。

四 殴り合い、罵言等の比較的軽い違反行為にあつては、彼は、自ら都市参事会に出向いた上で、総督及び都市参事会とともに事件を審理し、選定侯条令に則つて徴収を許可された額の罰金で、あるいは市塔拘禁で有罪者を処罰すべきである（第一一項）。

五 何らかの刑事事件でマインツ選定侯領の世俗評議官が、被告は拷問で責められるべきであると命じると、ゲヴァルトポータは、被告が余りに酷く、また余りに手ぬるく取り扱われないよう、執行を監視すべきである（第一五項）。

六 民事事件にゲヴァルトポータは介入すべきでない。その種の告訴が彼の許にもたらされると、彼はそれはカンマー、都市裁判所、また選定侯の直接税局（Rente Lohnack）で審理されるよう指示すべきである（第一七項）。

これらの条項において、ゲヴァルトポータの刑事裁判官としての職務が明記されていることにまず着目すべき

である(三・四・六)。帝国自由都市段階において市外追放刑及び罰金刑を主刑として刑事事件を裁いていた都市参事会の裁判形態を、ゲヴァルトボーテが受け継いでいったのである。それ故この時期においても都市参事会員の助言を受け続けているのである。しかし、その際、中世以来の「平和法典」に則って審理し処罰したと考えられるが、罰金の額はもはやその法典ではなく、選定侯の条令に則るようになってきていることが重要である。つまり、旧来の裁判の在り方が選定侯により改変されているのである。

と同時に彼に衛生警察、また市場価格の動向を監視する等の職務が課されている点も極めて重要である(一・二)。つまり彼は、上記の建築物管理の職務とも関係して、近世の国家統治を特徴づける広範囲な「ポリツァイ」(内政権)を担う主要な一官僚になっているのである。但し、衛生警察は中世以来の市場警察に起源を有しており、近世ポリツァイの起源の一部が中世都市にあることは言う迄もない。

次に、「官僚表II」から、以下の点を読み取ることができる。

(一) 大司教の即位直後に任命されたゲヴァルトボーテ(在任期間欄中@にて指示)は七名であって、そのうち六名は三十年戦争以前に属しており、この時期の当該官職に対する大司教の罷免権はかなり強大であったと言える。

(二) 在任年数の平均は、三十年戦争以前は一〇・六年、それ以後は一三・四年と伸びている。また、任用の在り方自体は不明であるが、終身任期であった者は三十年戦争迄二／一七(Nr・一四、一七)、それ以後は五／一(Nr・一九―二二、二四、二五)であり、増加傾向が顕著である。従って、三十年戦争以後になると当該官職は安定し、その自由裁量の余地は増加していると判断され得る。

(三) 出自については、三十年戦争迄は、既にフライヘルであったり、将来帝国騎士に昇格するような帝国直属ないしそれに近い貴族がいるものの、マインツ選定侯以外の君主に服する邦属貴族が圧倒的に多かった(Nr・

[官僚表 II : デザアルトボーテ]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出身	備考
1	Wilhelm Kesselhut von Seeheim	1461.5.21@-1471.2.4 1486.6.17以前	25	貴族 (Darmstadt)	
2	Johann von Kirchdorf gen. Liederbach	1486.6.17@-1492以前	6	貴族	ライオン警備役、建築役を兼職
3	Wendelin Kesselhut von Seeheim	1492-149?	?	貴族 (Darmstadt)	
4	Adam Kesselhut von Seeheim	149?-1497.11.19	?	貴族 (Darmstadt)	大司教Bertold (在位1484-1504年) との協定により辞任
5	Heinrich von Wambach	1498.12.16-1502.7.28前	4	帝国騎士 (Fr.)	
6	Friedrich von Hetttersdorf	1502.7.28-1505.3.4前	3	帝国騎士 (Fr.)	建築役を兼職
7	Rudolf von Staffel	1505.3.4@-1520.9.27前	16	貴族	建築役を兼職
8	Philipp von Hell, gen. Pfeffer	1520.9.27-1525.8.8前	5	貴族	1524.9.20に建築役を職務代行
9	Johann von Scharfenstein	1525.8.8-1550-1556.5.20前	31	ライオンツ大司教のブルクマン (Rheingau)	1525.8.8以降建築役を兼職; 1476.12.28以降 Henneckin v. Sch. は世俗裁判官
10	Philipp Stolz von Beckelheim	1556.5.20@-1564.1365-?	?	貴族	建築役を職務代行
11	Johann Faust (von Stromberg)	?-1566.1567-1574.3.8前	?	バイエルン大公のブルクマン (Kreuznach); 18世紀初頭には帝国騎士 (Rh. od.Fr.)	会計役を兼職
12	Hermann von Ma(u)chenheim, gen. Bechtolsheim	1574.3.8-1582-1588.3.14前	14	フライエール; 17世紀帝国騎士 (Rh.)	建築役を職務代行
13	Friedrich Hund von Saulheim	1588.3.14-1604-1605.2.22前	7	貴族	
14	Jakob von Wacholt	1605.2.22@-1625	20	貴族	建築役を職務代行; 在任中死去
15	Johann Gottfried zum Jungen	1625.5.24-1625.8.1630以前	5	旧「長老」門閥	
16	Johann Christoph Hund von Saulheim	1630@-1636.7.8前	6	貴族	
17	Emmerich Wilhelm von Bubenheim	1636.7.8以前-1640.12.30	5	トリール大司教の家臣 (Koblenz); 1685年以降帝国騎士 (Sch.)	St. Martinsburgのブルクグレーフ、宮廷ワルシヤル; 1640.12.30死去
18	Johann Christoph Speck	1641.1.28-1659.6.6	18	?	皇帝一国王上級糧食将校、大司教評議員; 国務のためライオンツを離れていた時 (1645-46)、Rudolf Dreymuellerが職務代行
19	Johann Martin Großhamb	1659.6.26-1683.6.23以前	24	?	以前は「世俗裁判官」; 建築役を職務代行; 1683.6.23死去

20	Hartmann Wilhelm Jacobi von Ehrenkron	1683.7.15-1696.5.26	13	貴族	以前は選定侯宮廷裁判所試補；在任中フランクフルトにて死去
21	Johann Moritz Sindermaler (Sindermahler)	1696.5.26@-1712.12.24	17	?	死去 (在任中) 時には選定侯宮廷評議官を兼職
22	Johann Franz von Berninger	1712-1749	37	貴族	宮廷評議官
23	Heinrich Schweickhardt Hellmandel	1749.6.26-1757.10	8	?	宮廷—統治府評議官
24	Johann Michael Wagner	1757.10.29-1758/61	1・4	?	宮廷—統治府評議官；1758/61年死去
25	Bernard Franz Faber	1758/61-1761-1767以前	11・8	?	宮廷—統治府評議官；1767年頃死去
26	Anton Joseph Scheppler	1769-1782	13	?	宮廷—統治府評議官
27	Heinrich Joseph Heimes	1782.2.16以前-1782.11	1	?	宮廷—統治府評議官；Olm管区が総督職に統合されたことにより、総督職Direktorとなる (1782.11-1798)
28	Franz Joseph Hertling	1782.11-1787頃	5	?	宮廷裁判所評議官
29	Heinrich Wolf	?-1796, 1797-?	?	?	選定侯宮廷評議官

註：Heinrich Schroebe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Beilage: Die Gewaltboten der Stadt Mainz seit 1462, S.55-58.

九のみが例外)。「長老」門閥と外部の(邦属)貴族の任用が相半ばしていた帝国自由都市段階と異なり、領邦外の「邦属貴族」を任用するという政策の進展が顕著である。これは「貴族化」の進展であると同時に、選定侯領内の邦属者の政治的意思を抑える大司教側の政策実現の成功の表われでもある——彼らの主たる出身地は一六世紀段階で、フランケン地方からライン地方へと移行した——。しかしながら三十年戦争後になると、氏名からして恐らく市民出自が圧倒的に多くなり、「市民化」の復活が確実となった。だが、領邦内の邦属貴族を任用しない点では同じであったのである。

(四) 兼職等については、三十年戦争迄は、ライン警備役、とりわけ建築役を兼職している例が半数を占めており、授權書や条令の内容どおりである。しかしその後は、Nr・一九、二〇を例外として、全員が宮廷評議官を兼職し、中央官僚となっている。この事実は、三十年戦争後のゲヴァルトボーテ職の顕職性——または、中央高

級官僚への昇任階梯の一階梯としての位置づけ——を示すものであるが、同時に、首都官僚と中央官僚との癒着・構造的同質性の展開を意味しているのである。

註

- (32) Carl Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz, Nachdruck der 1. Aufl., Leipzig 1882, Göttingen 1968 (wie Anm.29), S.171-187. 拙稿「自由帝国都市マインツの統治構造におけるシンフト」(佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、一九九四年) (註、28) 四一六―七頁。
- (33) Staatsarchiv Würzburg, Mainzer Stadtrechnung, 1410, 1436/37, 1449, 1458 und 1460, Sg. Nr.40576-40580.
- (34) C. Hegel, Die Chroniken der mittelrheinischen Städte: Mainz. Bd.1 (= Die Chroniken der deutschen Städte, Bd.17), Nachdruck der 1. Aufl., Leipzig 1881, Göttingen 1968, S.90-140.
- (35) C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz (wie Anm.29), S.113.
- (36) C. Hegel, Die Chroniken der mittelrheinischen Städte: Mainz. Bd.2 (= Die Chroniken der deutschen Städte, Bd.18), Nachdruck der 1. Aufl., Leipzig 1882, Göttingen 1968, S.14-33, 50-60, 75-81, Beilage 1, 4. C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz (wie Anm.29), S.171-184. Anton Ph. Brück, Mainz vom Verlust der Stadtfreiheit bis zum Ende des Dreißigjährigen Krieges (1462-1648), Geschichte der Stadt Mainz, Bd.V, Düsseldorf 1972, S.1-7. 山田欣吾『国家と社会——地域史の視点——』(創文社、一九九二年) 一〇〇―一二五頁。
- (37) Walter G. Rödel, Mainz und seine Bevölkerung im 17. und 18. Jahrhundert. Demographische Entwicklung, Lebensverhältnisse und soziale Strukturen in einer geistlichen Residenzstadt (Geschichtliche Landeskunde, Bd.28), Stuttgart 1985, S.62-64, 336f.
- (38) 拙稿「一五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(『法制史研究』二七、一九七八年) (註、29) 七八一―七七頁。
- (39) Hans Goldschmidt, Zentralbehörden und Beamtentum im Kurfürstentum Mainz vom 16. bis zum 18. Jahrhundert (Georg von Below, Heinrich Fincke und Friedrich Meinecke (hrsg.), Abhandlungen zur Mittleren und Neueren Geschichte, Heft 7),

- Berlin/Leipzig 1908, S.3-5. Vgl. Dietmar Willoweit, Allgemeine Merkmale der Verwaltungsorganisation in den Territorien (in: Kurt G.A. Jeserich, Hans Pohl und Georg-Christoph von Unruh (hrsg.), Deutsche Verwaltungsgeschichte, Bd.1. Vom Spätmittelalter bis zum Ende des Reiches, Stuttgart 1983), S.289-346.
- (40) W.G. Rödel (wie Anm.37), S.68f.
- (41) Saarbrücker Arbeitsgruppe, Huldigungseid und Herrschaftsstruktur im Hattgau (Elsab) (in: Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte, Bd.6, 1960), S.125-127.
- (42) Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd.5, Mainz 1920), S.182. 領邦都市時代のマインツ市を「国制史」的に考察する上で、H・シマローホの著作はなお基本的史実を提供してくれる。近年の研究では、一四六二年から一六四八年迄についてはAnton Ph. Brück (wie Anm.36), 1972が、一六四八年から一七九二年迄についてはElisabeth Darapsky, Mainz, die kurfürstliche Residenzstadt 1648-1792 (Geschichte der Stadt Mainz), Mainz 1995が、概説的ながら諸側面の基本的史実を与えてくれる。
- (43) 拙著『近世ドイツ絶対主義の構造』(創文社、一九九四年)、『二二二―二二九頁』。
- (44) H. Goldschmidt (wie Anm.39), S.53f., 57-61.
- (45) „Erzbischof Adolf II verleiht seiner Stadt Mainz ihr neues Grundgesetz. 1469 Mai 25“ (in: C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz (wie Anm.29)), S.211f.
- (46) C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz (wie Anm.29), S.183.
- (47) 拙著(註'43)、『三四六―三四七頁』。
- (48) Das Friedensbuch der Stadt Mainz um 1430 (d), Vorwort und 94 Artikel (in: Mone (hrsg.), Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins, Bd.7, S.8-28). 拙稿「一四世紀中葉自由都市マインツにおける都市参事会支配の構造」(『史学雑誌』八五―四、一九七六年)(註'31)、『四三二―六三三頁』。
- (49) A. Ph. Brück, Aus dem Mainzer Zunftleben im 16. Jahrhundert (in: Mainzer Zeitschrift, Bd.67/68, 1972/73), S.51.
- (50 a) Das Friedensbuch der Stadt Mainz um 1430 (d) (wie Anm.48), S.4f., 8.
- (50 b) a.a.O., S.28.

- (50 c) a.a.O., S.10.
- (50 d) a.a.O., S.11, 14, 15.
- (50 e) a.a.O., S.11f.
- (51) Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.72.
- (52) 拙著(註'43)'四〇九—四一八頁。
- (53) 但し、近世の学説は、旧帝国の制定法と同じく特権を特権賦与者と特権保持者との間の契約と解し、特権の意のままの撤回を排せざるべし⁹⁰。Heinz Mohnhaupt, Gesetz, Privileg, Urteil und Verfassung innerhalb des Rechtsquellen-system in Deutschland während des 17. bis 19. Jahrhunderts, S.15f. (松本尚子訳『法制史研究』四八、一九九九年、一六一頁)
- (54) Vgl. E. Darapsky (wie Anm.42), S.11—35.
- (55) D. Willoweit (wie Anm.39), S.289—291.
- (56) Vgl. Hans Hattenhauer, Geschichte des Beamtentums (Walter Wiese (hrsg.), Handbuch des Öffentlichen Dienstes), Köln/Berlin/Bonn/München 1980, S.115.
- (57) 但し、一時期、グスタフ・アドルフ下のスウェーデン軍によるマインツ市の占拠(一六三二—一六三五年)の最中に、スウェーデンの宰相はマインツ市民の歓心を買おうべく、「全権」を備えた市長職の設置についての彼らの要求を受入れたようである。だがその後は一七八九年迄当職は設置されず⁹¹。Wolfgang Dobras, Die kurfürstliche Stadt (1462—1648) (in: Franz Dumont, Ferdinand Scherf und Friedrich Schütz (hrsg.), Mainz: die Geschichte der Stadt, Mainz 1998), S.261.
- (58) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.41 Fol.314 (9.Mai 1489). Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.30—31, A. Ph. Brück (wie Anm.36), S.2f.
- (59) H. Goldschmidt (wie Anm.39), Besoldungstabellen: 1. für die Beamten des Hofstaats.
- (60) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.72 Fol.108 (25. September 1564). Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.31—33.
- (61) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.72 Fol.242 (nach 3.März 1572). Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.31—33.
- (62) Indigenat (内国人官職補任)を巡る君主と諸身分との闘争については、例えばDieterich Gerhard, Amtsträger zwischen Krongewalt und Ständen - Ein europäisches Problem (in: Historisches Seminar der Universität Hamburg (hrsg.), Alteuropa

und die moderne Gesellschaft. Festschrift für Otto Brunner, Göttingen 1963), S.234-237, H. Hattenhauer (wie Anm.56), S. 72.

- (33) 拙稿「一五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(註' 82)'、七二一-七四頁。
- (34) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.45 Fol.250 (28. Juli 1502). Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.44, A. Ph. Brück (wie Anm. 36), S.3.
- (35) H. Schrohe (wie Anm.42), S.49.
- (36) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.72 Fol.6 (20. Mai 1556). Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.46-48.
- (37) H. Schrohe (wie Anm.42), S.45f.
- (38) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd.97 Fol.174 (26. Januar 1713). Vgl. H. Schrohe (wie Anm.42), S.49-52.
- (39) 村上淳一『近代法の形成』(岩波書店、一九七九年)、三四-四〇頁、一三三-一四三頁。拙著(註' 43)'、三二六-三六四頁。

〔付記〕本稿は、平成一〇〜一二年度文部省科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))による研究成果の一部である。